伊東市中学校部活動ガイドライン

平成３０年１２月

伊東市教育委員会

１　部活動の意義

（１）スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

（２）異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するものである。

２　伊東市の目指す部活動

　伊東市では、部活動を通して、節度ある人との接し方、基本的なマナーなどの社会性、不安や不満等に打ち克つ強さ（自己肯定感、自己有用感、我慢する心や思いやりの気持ち）を培っていくとともに、夢や希望をもち、自分らしく健全に生きていくことができる生徒の育成を目指す。

　それらの資質・能力の育成のため、各学校は、教育課程との関連を十分図ると共に、生徒や学校、地域の実態に応じて、工夫しながら活動を推進する。

　こうした活動を通して、生徒一人一人が、将来のキャリア形成に必要な姿勢や態度等を体感、会得することを目指す。

３　策定の趣旨等

　伊東市内の中学校においては、これまでも部活動を学校教育の一環として捉え、教育課程との関連を図りながら取り組むことによって成果を上げてきた。しかし、その一方で、休養日が少なかったり、長時間にわたる活動を行ったりと、十分な休養をとれていないという課題があった。

　平成30年3月スポーツ庁は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、その中で、部活動の教育的意義の大きさを認めつつも、教育課題の複雑化・多様化、教職員の多忙化、少子化等の今日的な課題に対応していくことの困難さも指摘している。そのような現状に鑑み、学校設置者に対しても「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定することが求められている。

そこで、本市においても「伊東市中学校部活動ガイドライン」を定め、部活動のあるべき姿を明確にし、生徒にとって一層有意義な活動を目指していく。

本ガイドラインの策定を受け、校長は、本ガイドラインに則り、毎年度、各校の活動方針を策定する。また、必要に応じて見直しを図るものとする。なお、各校の活動方針については、年度当初、生徒・保護者に提示する。

４　活動について

　（１）活動日及び休養日について

　①　学期中（授業日中）

　　　　週当たり３日程度の休養日を設ける。

　②　長期休業中

　・一定期間部活動を休止する期間を設ける。

　　　・週休日・休日は、原則として活動しないこととする。

（２）活動時間について

　　　・平日の活動時間は、２時間程度とする。

　　　・週休日・休日及び長期休業中の活動時間は、３～４時間程度とする。

５　各部における効率的・効果的な活動の推進

（１）各部の方針等の周知

・顧問は、各校における活動方針を受け、年度当初、部としての方針や大まかな年間活動計画を作成の上、生徒・保護者に提示し、理解を得る。

　　　・校長は、活動計画及び実績を確認し、効率的・効果的な活動について指導・助言を行う。

（２）安全対策について

校長は、学校における部活動の安全な環境を整備するとともに以下の３点が確実に行われるよう、部活動顧問に対し、指導・助言を行う。

　　　・顧問は、日常の活動を安全に行うことができるよう、活動の前後に健康観察を行い、常に生徒の健康安全に努める。また、練習場所、練習設備、用具等について、安全確認を実施する。

　　　・顧問は、万が一に備え、校内の危機管理マニュアルを参考にしながら、緊急対応について確認する。

　　　・顧問は、熱中症についての理解を深め、重篤化しやすく命の危険に係ることを生徒に指導するとともに、適切な休養（睡眠時間）、栄養（食事）について、保護者の協力を仰ぐ。

（３）適切な指導について

　　　・学校教育の一環としての部活動の意義を正しく理解し、勝敗など偏った指導にならないよう努める。

・生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しむ資質を養うとともに、過度な練習による障害（スポーツ障害）等を生じさせないようにする。

　　　・体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であり、学校教育に対する信頼を失う行為であるので、これらの行為は全て禁止とする。

　　　・目標の実現に向けて取り組むことによって得られる充実感や達成感は生徒に自信を生み、生涯をたくましく生き抜く基礎となるものであるという認識をもち、指導者の達成感は、生徒の人間的成長であることとして、部活動の指導にあたる。